

平成三十年二月二十七日受領
答 弁 第 八 三 号

内閣衆質一九六第八三号

平成三十年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球人遺骨の返還等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球人遺骨の返還等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「琉球民俗誌」において「沖縄県今帰仁村にある「百按司墓」・・・から持ち出した」旨が記述されている「遺骨」（以下「当該遺骨」という。）が京都大学総合博物館に所蔵されていることについては、平成二十九年八月二十九日に文部科学省から京都大学に対して当該遺骨に関する照会をし、同年九月十三日に同大学から回答（以下「当該回答」という。）を得て把握した。

二について

お尋ねの当該遺骨について「多くの関係者や研究者らが一日も早い返還と再埋葬を強く願っていること」について承知しておらず、お尋ねの当該遺骨の「返還と再埋葬に対する政府の見解」についてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては把握していない。

四について

お尋ねの「プラスチック製の直方体の箱」の大きさについては承知していないが、当該回答により、当該遺骨については、京都大学総合博物館の収蔵室において温湿度が一定に保たれて保管されていると承知している。また、後段のお尋ねは、同大学における当該遺骨の保管の在り方に関するものであるところ、これについては、同大学において適切に判断すべきものと考えており、政府としてお答えする立場にない。